

医者の一言と医療安全＋医療安全キーワード

広島大学保健管理センター

日山 亨

患者さんとのコミュニケーションが重要なことは、重々おわかりのことと思います。しかし、患者さんとのコミュニケーションがうまくいかず、関係がこじれる事例もあります。患者が、ドクターハラスメントがあったと訴えた訴訟事例を題材に、患者さんとのより良いコミュニケーションについて、今一度、皆さんとともに考えていきたいと思っています。

<ドクターハラスメントが関係した訴訟事例>

事例1 東京地裁、令和3年7月12日判決

大腸癌術後、肝転移再発に対し、抗がん剤治療を行っていた患者が中止を申し出たところ、担当医は患者に対し、

「悪くなるのはもう自己責任ということで、よろしく願いいたします」

と発言。

↓

ドクターハラスメントに当たるか？

事例2 東京地裁、平成19年7月12日判決

糖尿病性足壊疽のため、右足指切除術のため入院。手術前日に担当医は患者に対し、

「身体髪膚父母にこれを受く」

と発言。

↓

ドクターハラスメントに当たるか？

<医療安全キーワード>

以下、3つのキーワードを取り上げます。

- ① ほうれんそう
- ② 80:20の法則
- ③ 1.01と0.99の法則